

知的財産推進計画 2015（抜粋）

第 2. 知財紛争処理システムの活性化

（1）現状と課題

知的財産に関する紛争を迅速かつ的確に解決することは、イノベーションの基盤となる知財制度に対する信頼性を高め、経済成長を後押しする上で重要である。経済・産業がグローバル化し、知財紛争処理システムも国際的な競争にさらされている中、我が国が目指すべき方向は、国内外のユーザーから選択される実効性の高い知財紛争処理システムの実現とその利用が国内外のビジネス・スタンダードとなることであり、その実現に向けて知財紛争処理システムを不断に見直していかなければならない。

これまで我が国の知的財産紛争処理システムは、知的財産高等裁判所の設立、裁判管轄の集中、累次の特許法改正等の見直しを重ねてきた結果、迅速性、予見可能性、経済性等の観点から、一定の評価がなされている。しかしながら、一方では、我が国の特許権侵害訴訟の件数は対 GDP 比で見ても欧米の主要国と比較して少なく、権利者側の勝訴率（終局判決ベース）も米国、ドイツに比べて低い¹。さらに、証拠収集が十分に行えない、権利の安定性が十分でない、認められる損害賠償額が十分でない、権利者が中小企業の場合には大企業に比べて訴訟で勝てないといった指摘がなされている。加えて、そもそも日本の特許は権利行使を想定していないものも多く、これを国際的な特許紛争において通用する水準に高めるためには、訴訟で権利行使する経験と積極的に戦おうとする意識改革が必要であるとの指摘もなされている。

知的財産戦略本部では、検証・評価・企画委員会の下に「知財紛争処理タスクフォース」を開催し、現行の知財紛争処理システムの機能を検証し、その強化及び活用促進を図ることにより、知的財産の価値を高めるべく、特許権侵害訴訟に焦点を当て、集中的に議論を行った。その議論に基づき、課題と今後の方向性を整理すると以下のとおりである²。

特許権侵害訴訟において適正な審理がなされるためには、原告・被告の両者から十分な証拠が提出される必要がある。しかし、特許権侵害訴訟では多くの場合、その証拠が原告側ではなく被告側に偏在しているため、権利者による侵害の立証が困難であるのが実態である。証拠収集が困難な場合として、①訴訟の冒頭段階である争点整理手続が十分に機能していないこと、②被疑侵害者による侵害の事

¹ 特許権侵害訴訟では、訴訟上又は訴訟外の和解で終了する事件も相当の割合で存在するため、判決上の原告勝訴率は、訴訟全体における権利実現の割合を示すものでないことには留意が必要である。

² 参照：「知財紛争処理タスクフォース報告書」（H27.5.28）

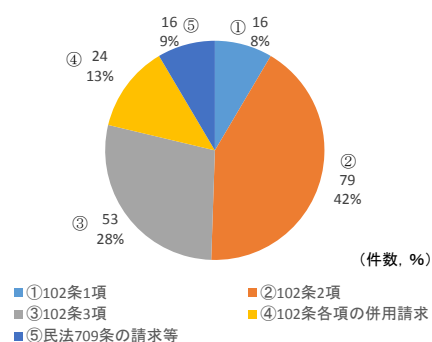
http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/tyousakai/kensho_hyoka_kikaku/2015/dai13/siryou2.pdf

実を立証するための有力な手段である文書提出命令が十分に機能していないこと、③訴訟証拠収集の前提となる秘密保持命令制度が十分に機能していないことの3点が挙げられ、それらに対して、証拠収集手続の機能強化の方策を検討する必要がある。

権利付与から紛争処理プロセスを通じて権利の安定性は重要である。2004年の特許法改正によって、侵害訴訟において特許権が無効とされるべきものと認められるときは権利の行使をすることができないとする特許法第104条の3（無効の抗弁）が導入された。現状において、無効の抗弁を廃止することには異論が多いものの、同条導入の背景となっていた無効審判の審理遅延が現在は著しく改善され、また、本年から付与後異議申立制度が導入されたことを踏まえ、権利者と被疑侵害者とのバランスを見直す必要があること、特許権の要件である進歩性については、第一次的には特許庁が産業政策上の判断としてその程度を微調整しながら適切に行うのが相当であると考えられること等から、同条の在り方は再検討することが必要である。

損害賠償額については、累次の特許法改正を経て適正化されたとの評価がある一方で、日本の裁判所により認められる損害賠償額がビジネスの実態ニーズを反映した額よりも低い額にとどまっているという声は多い。損害の額の推定等の規定（特許法第102条）について、立証の容易化を目指して導入された第1項があまり活用されていない、損害賠償額の算定に用いられる「寄与率」概念によって賠償額が低額にされているが、その適用に当たっての考え方及び算定方法が明確でないなどの問題があり、さらには、民法の不法行為の枠内での「実損」賠償の考え方についても、研究開発投資の結果として生み出される特許権の侵害からの救済を図るといった観点からの見直しの余地も指摘されている。今後、特許の価値を高めるべく、現状の損害賠償額の水準を引き上げる方策を検討する必要がある。

【損害賠償請求の根拠規定】³



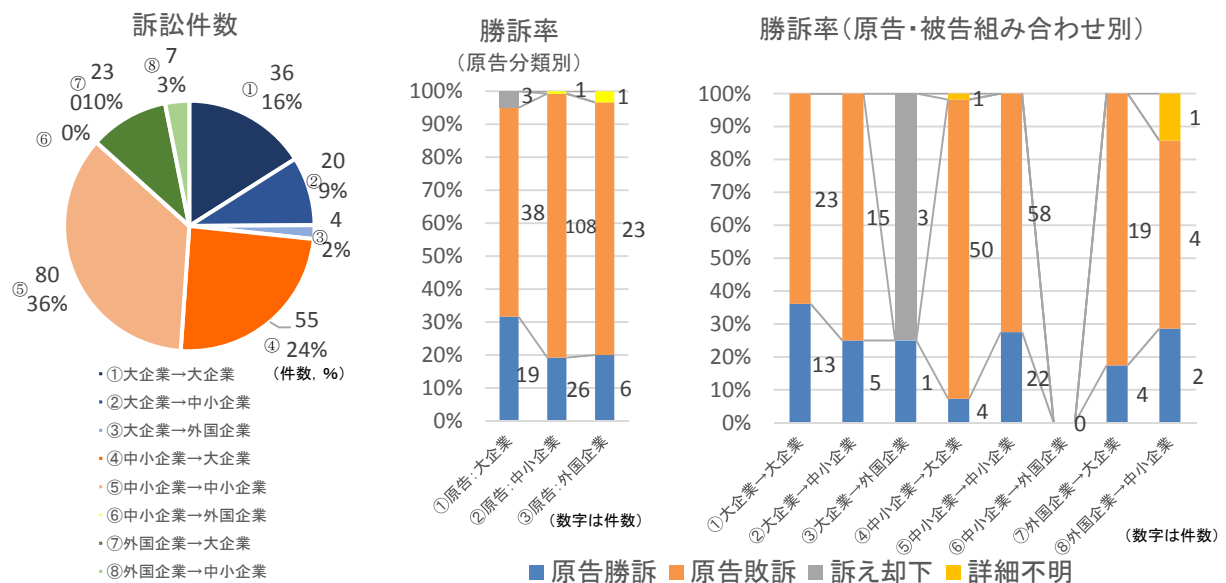
³ 知財事務局調べ（知財紛争処理タスクフォース配付資料）。2009～2013年になされた地裁判決を分析・集計したもの。

差止請求権については、損害賠償請求権とともに特許権侵害に対する救済手段として重要な意義を有するものであり、基本的にはその制限を行うべきではないと考えられる。他方で、標準必須特許については、差止請求権を背景に、想定される金額を超えるライセンス料を請求されるおそれがあること、米国において、PAE（Patent Assertion Entity：特許主張主体）が差止請求権を背景に高額なライセンス料を請求するという問題が我が国でも将来的には生ずるおそれがあること等も念頭に置いて、その在り方について検討する必要がある。

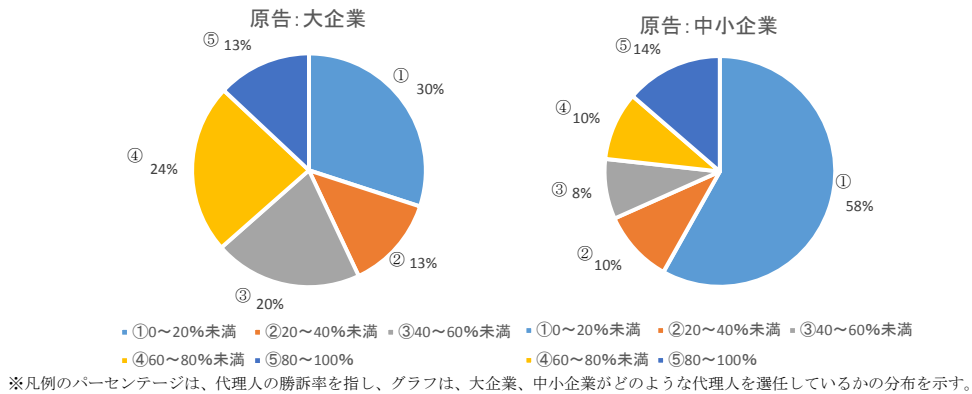
以上のような知財紛争処理システムの機能強化と併せて、その活用促進に関し、特に中小企業及び地方での司法アクセスの観点からの対応が必要である。

特許権侵害訴訟件数の約6割は中小企業が提起しているが、終局にまで至った判決でみると、中小企業の原告勝訴率は2割以下にとどまっており、対大企業の勝訴率では1割にも満たない状況である。この背景として、中小企業は、知財訴訟で十分な実績を有する弁護士・弁理士への依頼が必ずしもなされていないこと、中小企業と法律事務所等との連携が不足していること、権利行使を見越した戦略的な権利取得が不十分であること等の問題があると考えられる。こうした観点から、中小企業の権利行使と訴訟遂行に対する支援が求められる。

【訴訟件数と勝訴率】⁸

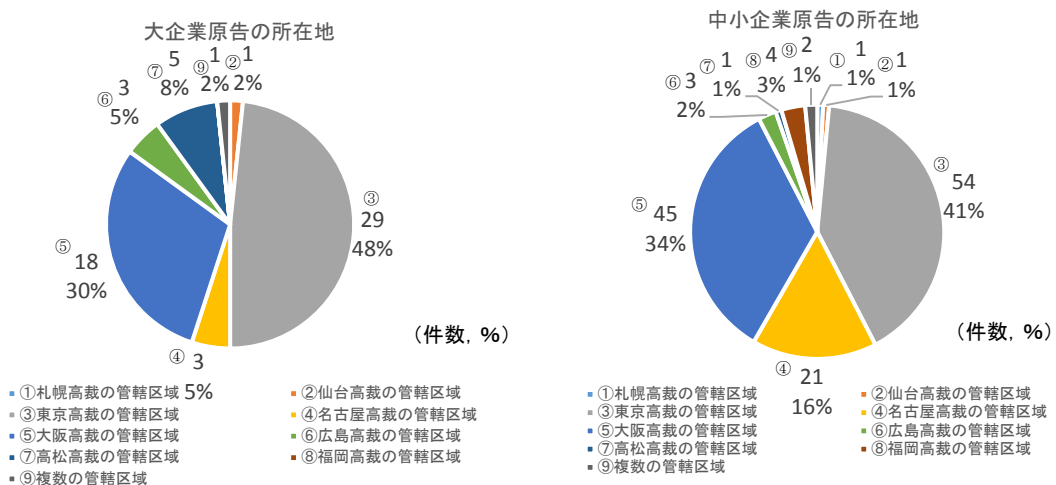


【企業類型と訴訟代理人弁護士の勝訴率との相関】⁸



地方の観点からすると、特許権等に関する訴訟について、2003年の民事訴訟法の改正により、第1審の管轄を東京地裁及び大阪地裁に、控訴審の管轄を東京高裁（のちの知財高裁）に、それぞれ専属させたことにより、これらの裁判所における専門性は強化され、また、審理期間も専属管轄化前と比較して短縮している。しかしながら、東京又は大阪以外の地方にも訴訟当事者は存在し、特に中小企業の経済的負担や知財紛争処理に詳しい弁護士・弁理士の育成等の問題があることは否めない。

【原告所在地】⁸



その状況を改善するためには、現在の管轄集中を見直すと裁判所の専門性が低下するおそれもあるため、まずは、テレビ会議システム等情報通信技術（ICT）を活用した遠隔地からの司法アクセスの改善を図ることが適当である。現在、裁判所に導入されているテレビ会議システムがあまり活用されていない状況にあり、

その活用の周知徹底や利便性の向上が望まれる。また、地方における知財専門家へのアクセスを改善するための取組の強化が必要である。

さらに、我が国の知財紛争処理システムが内外のユーザーに十分理解されて紛争解決の場として選ばれるためには、知財紛争処理に関する情報をより一層公開し、海外へ発信することが求められる。

現在、ほぼ全件の知財訴訟判決及び一部の統計情報が公開されており、また、知財重要判決及び知財関係法令の英訳と公開、海外の知財人財との交流も行われているが、今後、公開すべき情報の範囲と方法については慎重に検討しつつ、知財関係法令や紛争処理システム全体の情報について国内外への発信を拡充する必要がある。

(2) 今後取り組むべき施策

以上の現状と課題を踏まえ、我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化、活用促進、及び情報公開・海外発信に関し、関係府省において以下の取組を推進することとする。

<<知財紛争処理システムの機能強化>>

(知財紛争処理システムの機能強化に向けた検討)

- ・我が国の知財紛争処理システムの一層の機能強化に向けて、権利者と被疑侵害者とのバランスに留意しつつ、以下の点について総合的に検討し、必要に応じて適切な措置を講ずる。
 - 証拠収集手続について、侵害行為の立証に必要な証拠収集が難しい状況にあることに鑑み、証拠収集がより適切に行われるための方策について検討する。
 - 損害賠償額について、グローバル市場の動向を視野に入れつつ、ビジネスの実態を反映した損害賠償額の実現に向けた方策について検討する。
 - 権利の安定性について、我が国産業のイノベーション創出に向け、権利の付与から紛争処理プロセスを通じた権利の安定性を向上させる方策について検討する。
 - 差止請求権の在り方について、標準必須特許の場合、PAEによる権利行使の場合について、特許権の価値に与える影響も考慮し、検討する。

(短期・中期) (内閣官房、経済産業省、法務省)

<<知財紛争処理システムの活用促進>>

(相談体制の強化)

- ・中小企業の大企業等との関係での知財保護・紛争未然防止・訴訟対応等に関する相談に対応するため、よろず支援拠点全国本部による各拠点への支援機能を

高めるため紛争・訴訟に実績のある専門家も含むサポートチームを設置するとともに、各都道府県に設置しているよろず支援拠点の体制を強化する。(短期・中期) (経済産業省) 【再掲】

(訴訟遂行に関する負担への対応)

- ・訴訟遂行のための負担が中小企業による紛争処理システムの利用を阻害しないよう、中小企業への必要な措置について検討する。(短期・中期) (内閣官房、経済産業省、法務省)

(テレビ会議システム等の活用)

- ・地方における実質的な知財司法アクセスを確保するため、裁判所のテレビ会議システムの周知や利便性の向上等が図られることを強く期待する。

(地方における知財専門家へのアクセス支援)

- ・地方における知財専門家へのアクセスを支援するため、関係団体と連携し、地方においても知財紛争処理に精通した専門家に依頼できるような体制整備について検討する。(短期・中期) (法務省、経済産業省)

<<知財紛争処理に関する情報公開・海外発信>>

(知財関係法令及び他国における紛争処理の状況の海外発信)

- ・経済のグローバル化に対応したビジネス環境の整備、我が国企業が海外に進出する際の進出先への情報提供等のため、我が国の知財関係法令の迅速かつ高品質な英訳を作成し海外発信する。(短期・中期) (法務省)
- ・知財紛争がグローバル化していることを踏まえ、裁判所・特許庁における解決、裁判外紛争解決、当事者間の和解等の知財紛争処理システム全体について、他国における制度・実態等の調査を行い、広く発信する。(短期) (法務省)

(情報公開・海外発信の拡充)

- ・主要な知財関係裁判例など我が国の知財紛争処理に関する海外への情報発信の一層の充実を引き続き期待する。
- ・知財紛争処理に関する情報のうち、例えば、経過、和解の事実等も含めた最終結果、知財訴訟に関するより詳細な統計情報等の訴訟に関連する情報について、当事者への配慮やユーザーニーズ等を考慮した上で、有意義な情報の国内外への情報発信の一層の強化を強く期待する。